

## 姉妹都市交流50周年記念冠使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、松戸市とホワイトホース市の姉妹都市交流50周年を市民とともに祝い、市全体で盛り上げることを目的とし、市以外の者が事業を実施する場合に、その名称に冠を使用する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (冠称の種類)

第2条 冠称の種類は、次のとおりとする。

「祝 松戸市・ホワイトホース市 姉妹都市交流50周年」 又は  
「松戸市・ホワイトホース市 姉妹都市交流50周年記念」

### (対象事業)

第3条 冠使用の対象となる事業は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に、原則として市内を中心に活動する団体や事業所・企業等が実施する事業であって、国際交流、多文化共生、語学習得に係るもの、及び他姉妹都市交流50周年記念にふさわしいものとする。但し、姉妹都市交流50周年記念事業実行委員長（以下、「委員長」という。）が、特に認めた場合においては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 法令等又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれのある事業
- (2) 特定の思想、政治、宗教活動を支援するもの、又はそのおそれのある事業
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有している者がかかわる事業、又はそのおそれのある事業

### (使用の申請)

第4条 冠を使用しようとする者（以下、「申請者」という）は、原則として冠の使用を開始する日の14日前までに、姉妹都市交流50周年記念冠使用承認申請書を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用の承認)

第5条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、その適否を決定し、使用を許可したときは、姉妹都市交流50周年記念冠使用承認許可書を申請者に交付する。

2 委員長は、冠使用の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第6条 冠使用の承認を受けた者（以下、「使用者」という）は、冠使用の承認を受けた事業を中止、又はその内容を変更するときは、速やかに委員長に届け出なければならない。

(承認の取り消し)

第7条 委員長は、使用者が第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、その他姉妹都市交流50周年記念冠を付す事業として適当でないと認められるときは、冠使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による冠使用の承認の取り消しにより損害が生じた場合であっても、姉妹都市交流50周年記念事業実行委員会（以下、「実行委員会」という）はその損害を賠償する責めを負わない。

(経費等の負担)

第8条 実行委員会は、原則として冠使用に係る経費又は役務を負担しない。

(責任の制限)

第9条 実行委員会は、冠使用の承認を受けた事業等に伴う行為により、使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

2 使用者は、冠使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年3月1日から施行する。